

2川健高事第280号

令和2年5月28日

高齢者福祉施設・介護サービス事業所 代表者様
居宅介護支援事業所 代表者様

川崎市健康福祉局長寿社会部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除及び
高齢者福祉施設等の感染防止対策の徹底について（通知）

5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、本市内においては、依然として社会福祉施設等で感染疑い者が報告されています。感染拡大を最小限にとどめるためには、引き続き感染拡大防止の対策の徹底を図ることが大変重要であることから、次のとおり対応いただきますようお願いいたします。

1 事業の継続について

入所施設・居住系サービス、通所系・短期入所サービス及び訪問系サービス等すべての介護・福祉サービスにおかれましては、これまでも感染拡大防止の対策を徹底の上、サービス提供を継続していただいております。今後も引き続き適切な感染防止対策を講じ、必要なサービスが提供されるようお願いいたします。

2 感染防止対策の徹底とご留意いただく事項

本市では、「新型コロナウイルスの感染拡大に備えた対応について（依頼）」（令和2年4月9日付2川健高事第55号）において、「社会福祉施設等における感染拡大防止対策のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省事務連絡）を基に、感染拡大防止対策を講じるとともに、感染者や濃厚接触者がいた場合の対応等について依頼してきたところですが、本事務連絡及びその後に発出された国からの事務連絡等の内容に基づき、職員、関係者等に改めて周知徹底を図り、引き続き感染拡大防止対策に万全を期すようお願いいたします。

また、感染が疑われる者が発生した場合には、必要な支援にもつながりますので、保健所や事業者指導部署に報告・相談し、その時点での指示を仰ぐことを徹底してください。

なお、上記の感染症への対応等により、一時的に人員基準が満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症に係る人員基準や介護報酬等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日厚生労働省事務連絡等）及び本市からの関連通知等に基づき、引き続き柔軟な取扱いが可能であることを御留意ください。

担当・問い合わせ先

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

事業者指導係

電話 044-200-2910

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp